

報道関係者各位

2016年2月26日

株式会社光潤社

代表取締役社長 重光 宏之

動産返還訴訟にかかるロッテホールディングスに対する仮処分の執行について

株式会社光潤社が株式会社ロッテホールディングス（以下、ロッテHD社）に対して、かねてより返還を要求していた動産について、2016年2月22日付けで東京地方裁判所より動産引渡断行仮処分命令が発令され、同命令に基づき本日午前9時から午前11までの間、ロッテHD社において、同裁判所から派遣された執行官により動産引渡断行仮処分が執行されましたので、お知らせいたします。

<執行対象物>

1. 株式会社光潤社代表印
2. 印鑑カード（株式会社光潤社 代表印）
3. 預金通帳（株式会社光潤社名義）
4. 株式会社光潤社の取締役決定書
5. 各種契約書原本・写し（株式会社光潤社が当事者となっているもの）
6. 株式会社光潤社所有株式に関する株券・株式預り証
7. その他

以上